

目次

ページ

2025年の主な原子力の出来事

1

第1章 鳥取県の原子力安全体制

(1) 組織体制	3
(2) 沿革	3
(3) 鳥取県の原子力対策に対する基本的考え方	4
(4) 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を講ずるための体制	4
(5) 原子力専門職員の採用等	5
(6) 原子力防災体制全体整備計画	5
1. 原子力安全対策プロジェクトチーム	7
(1) プロジェクトチームの設置	7
2. 鳥取県原子力安全顧問	8
(1) 鳥取県原子力安全顧問の設置	8
3. 鳥取県原子力安全対策合同会議	9
(1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の設置	9

第2章 島根原子力発電所

1. 島根原子力発電所の概要	11
(1) 組織体制	11
(2) 1・2・3号機設備概要	11
(3) 配置図	12
(4) 沸騰水型原子力発電所（BWR）のしくみ	12
2. 島根原子力発電所の管理状況	13
(1) 定期事業者検査の実績	13
(2) 運転実績	13
(3) 使用済燃料貯蔵実績	14
(4) 新燃料の保管状況	14
(5) 燃料集合体の構造	14
(6) 放射性気体・液体廃棄物	15
(7) 放射性固体廃棄物	15
(8) 原子力発電所の廃棄物処理方法	16
3. 島根原子力発電所の法令報告事象	17
(1) 島根原子力発電所 1・2号機の法令報告事象	17
4. 島根原子力発電所のトラブル情報等	19
(1) 2号機新燃料受取検査作業時における新燃料転倒	19
(2) 2号機主変圧器冷却ファン中継端子台における火災	19
(3) 2号機における運転上の制限（LCO）の逸脱	19
5. 島根原子力発電所1号機の廃止措置	20
(1) 廃止措置段階の安全規制	20
(2) 廃止措置計画の全体工程	21
(3) 第1段階の実施状況	21
(4) 第2段階の実施内容	22
(5) 廃止措置計画（変更）認可申請の手続きに係る経緯	23

第3章 人形峠環境技術センター

1. 人形峠環境技術センターの概要	27
(1) 組織体制	27
(2) 沿革	27
(3) 位置・全景写真	28
2. 人形峠環境技術センターの状況	29
(1) 施設概要と現状	29
(2) 加工事業の廃止措置	30
(3) 使用施設の新增設（解体撤去）	31
(4) ウランと環境研究プラットフォーム構想	31
(5) 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定	32

第4章 原子力安全対策

1. 原子力安全の法的な枠組	35
(1) 原子力発電所の新規制基準	35
(2) 原子力発電所に係る審査・検査	36
(3) GX脱炭素電源法に基づく新制度	38
(4) 運転期間延長申請	39
2. 原子力安全に対する県の取組	40
(1) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	40
(2) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結	45
(3) 島根原子力発電所に係る中国電力（株）への申し入れ	47
(4) 島根原子力発電所に係る国要望	48
3. 島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る審査等	53
(1) 原子炉設置変更許可に関する審査	53
(2) 原子力安全顧問による検証	54
(3) 新規制基準適合性申請の提出に関する事前報告への対応	55
(4) 事前報告に対する意見回答等	57

第5章 原子力防災対策

1. 原子力防災の法的な枠組	59
(1) 原子力防災体制	59
(2) 原子力防災の取組	59
(3) 地域防災計画（原子力災害対策編）及び住民避難計画の策定	60
2. 原子力防災に対する県の取組	61
(1) 原子力防災に関する協力協定等の締結	61
(2) 原子力防災に関する財源協力協定等の締結	62
(3) 鳥取県原子力防災対策基金	62
(4) 原子力防災連絡会議	63
(5) 被災地等の視察	64
(6) 知事の島根原子力発電所の視察	67
3. 地域防災計画・広域住民避難計画の策定	69
(1) 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）	69
(2) 鳥取県広域住民避難計画	73
(3) 島根地域原子力防災協議会	78

(4) 島根地域の緊急時対応	79
4. 原子力防災訓練の実施	81
(1) 鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）	81
(2) 鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）	84
5. 原子力防災資機材の整備	86
(1) 令和7年度に整備した主な資機材	86
(2) 令和6年度に整備した主な資機材	86
(3) 令和5年度に整備した主な資機材	86
(4) 令和4年度に整備した主な資機材	87
(5) 令和3年度に整備した主な資機材	87
(6) 令和2年度に整備した主な資機材	88
(7) 令和元年度に整備した主な資機材	88
(8) 平成30年度に整備した主な資機材	88
(9) 平成29年度以前に整備した主な資機材	89
6. 関係機関との連携強化	91
(1) 鳥取県原子力防災ネットワークシステム	91
(2) 鳥取県緊急事態対処センター（TERC）	92
(3) 実動組織現地合同調整所	93
7. 原子力災害医療体制の構築	94
(1) 原子力災害時の医療機関	94
(2) 原子力災害医療派遣チーム車両	95
(3) ホールボディカウンタ	95
(4) 安定ヨウ素剤	96
8. 原子力防災に関する理解促進	97
(1) 原子力防災現地研修会（見学会）	97
(2) 原子力防災講演会	98
(3) 放射線研修会（講演会）	98
(4) 避難先及び避難経路確認訓練	99
(5) 原子力防災専門研修会	99
(6) 原子力防災ハンドブック	100
(7) 地区別避難計画パンフレット	100
(8) 原子力防災ホームページ	101
(9) 鳥取県原子力防災アプリ	102
(10) ケーブルテレビを活用した原子力防災情報の広報	103
(11) とっとり原子力防災動画チャンネル	103
(12) 原子力防災対策に関する研修	104

第6章 環境放射線モニタリング

1. 環境放射線モニタリング（平常時モニタリング）	105
(1) 平常時モニタリング	105
(2) 鳥取県環境放射線モニタリングシステム	105
(3) モニタリングポスト等	107
(4) 原子力環境センター	109
2. 緊急時モニタリング	110
(1) 緊急時モニタリング計画	110
(2) 緊急時モニタリングの体制	110

第7章 放射線の基礎知識

放射能と放射線・放射線に関する単位	111
放射線の種類と透過力・放射線被ばくの早見図・放射能の減り方	112
放射線を一度に受けたときの症状・屋内退避の効果	113

資料編

資料1	新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）	116
資料2	中国電力(株)と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要	118
資料3	国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改訂について（申入れ）（H24. 11. 1）	125
資料4	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書（H25. 11. 7）	125
資料5	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（H23. 12. 25、H27. 12. 22、R4. 4. 8一部改定）	126
資料6	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱（H23. 12. 25、H27. 12. 22、R4. 4. 8、R7. 6. 6一部改定）	128
資料7	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について（R4. 4. 8）	131
資料8	島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（R4. 7. 6）	132
資料9	島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定（R7. 12. 24）	133
資料10	原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）（R4. 3. 25）	136
資料11	中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働に向けた政府の方針について（回答）（R4. 3. 25）	136
資料12	「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく手続きについて（回答）（R4. 3. 25）	137
資料13	原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）に対する当社の対応について（R4. 4. 7）	138
資料14	新規制基準適合性審査会合の開催状況	139
資料15	島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて（H27. 3. 18）	141
資料16	島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）（H27. 3. 19）	141
資料17	中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定にともなう要望について（H27. 3. 19）〔経済産業大臣宛〕	142
資料18	中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定に対する要望について（H27. 3. 19）〔原子力規制庁長官宛〕	142
資料19	島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について（H27. 5. 15）	143
資料20	原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について（回答）（H30. 8. 6）	143
資料21	中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）（H30. 8. 6）〔原子力規制委員会委員長宛〕	144
資料22	中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）（H30. 8. 6）〔経済産業大臣宛〕	146
資料23	中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）（H30. 8. 6）〔内閣府特命担当大臣（原子力防災）宛〕	147
資料24	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）（H30. 8. 6）	148

資料25	「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見について（回答）（H30. 8. 7）	148
資料26	島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ（H30. 11. 9）	149
資料27	島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ	149
資料28	島根原子力発電所に係る国要望	150
資料29	鳥取県原子力安全顧問設置要綱	157
資料30	鳥取県原子力安全顧問会議の開催状況	158
資料31	鳥取県原子力防災専門家会議の開催状況	160
資料32	鳥取県原子力安全対策合同会議の開催状況	160
資料33	原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催状況	161
資料34	原子力防災連絡会議設置要項	162
資料35	原子力防災連絡会議の開催状況	162
資料36	地域原子力防災協議会の設置について（H27. 3. 20）	163
資料37	地域原子力防災協議会の開催状況	164
資料38	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（H30. 12. 25）	165
資料39	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する覚書（H30. 12. 25）	167
資料40	人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について（H20. 1. 16）	167
資料41	人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可に伴う申入れについて（R3. 3. 9）	169
資料42	人形峠環境技術センター令和7年度事業計画	170
資料43	人形峠環境技術センターの事業計画案「ウランと環境研究プラットフォーム」構想	171
資料44	人形峠環境技術センター 施設の沿革	171
資料45	コンクリート屋内退避施設一覧	172
資料46	原子力防災講演会の開催状況(令和5年度以前) 放射線研修会（講演会）の開催状況(令和5年度以前) 原子力防災専門研修の開催状況(令和5年度以前) 避難先及び避難経路確認訓練の実施状況(令和5年度以前)	172

2025年の主な原子力の出来事

月	項目	関連頁
1月	1. 10 島根原子力発電所2号機営業運転再開 1. 31 島根原子力発電所2号機を特定重大事故等対処施設の設計及び工事計画認可の申請	11
2月	2. 6 令和6年度第5回原子力安全顧問会議を開催（島根2号機の再稼働を受けた対応を確認） 2. 18 第7次エネルギー基本計画が閣議決定 島根原子力発電所における地震と原子力災害の複合災害を想定した図上訓練実施 2. 20 重大事故発生時における原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を監視する格納容器雰囲気モニタの一部に不具合が発生し、中国電力は原子炉施設保安規定に定める運転上の制限（LCO）の逸脱を宣言。同日、安全協定に基づき県、米子市及び境港市による立入調査を実施 2. 28 原子力規制委員会は、柏崎刈羽原発6号機の保安規定変更を認可	
3月		
4月	4. 15 島根原子力発電所1号機廃止措置第2段階の作業（液体ポイズン系設備のポンプ解体）を県、米子市及び境港市の職員が現場視察 4. 24 島根1号機の第5回定期事業者検査が終了	20
5月	5. 8 島根2号機の運転状況を監視・確認するため、原子力安全顧問及び自治体職員が営業運転開始から約4か月間の運転状況を確認 5. 16 島根1号機の第6回定期事業者検査開始 5. 19 益田市経済界有志グループは、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に向けた文献調査受入れに係る議会請願提出を断念 5. 21 島根2号機の長期施設管理計画（30年超運転）の認可 5. 27 政府の閣僚会議で、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の除染作業で生じた土（除染土）の再生利用を推進する基本方針を決定 5. 28・30 原子力防災基礎研修を開催	20 104
6月	6. 4 令和7年度第1回原子力安全顧問会議を開催（モニタリング結果・計画、地域防災計画の修正） 6. 6 GX脱炭素電源法が施行 6. 9 島根県が実施する島根半島の震災対策に対し、中国電力が50億円を負担することを丸山知事が公表 6. 21 柏崎刈羽原発6号機の燃料装荷作業完了 6. 27 本県を含む原子力発電所の周辺7府県が共同で、内閣官房副長官及び関係省庁に対し、原子力発電所安全対策に係る周辺自治体への支援について緊急要望	38
7月	7. 3 島根3号機に係る審査状況説明会を開催（中国電力主催。審査会合第1回から第15回まで説明） 7. 26 玄海原子力発電所にドローンと思われる三つの光が確認され、九州電力は原子力規制委員会に「核物質防護情報」を通報	53
8月	8. 2・3 令和7年度第1・2回原子力防災現地研修会を開催 8. 29 政府は「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく財政支援の適用範囲を、原発の半径10キロ圏内から30キロ圏内に拡大する方針を決定 8. 29 中国電力は、山口県上関町で実施していた使用済燃料の中間貯蔵施設設置に係る立地可能性調査について、予定地が建設に適しているとする調査結果を取りまとめ、上関町長に報告	97
9月	9. 3 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置適正化の申入れ 9. 17～10. 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県地域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案についてパブリックコメントを実施 9. 26 人形峠環境技術センターが六フッ化ウラン（劣化ウラン）譲渡しに必要な施設を新設する変更認可申請書を原子力規制委員会へ提出。県及び三朝町は意見留保	47 72 30
10月	10. 3 原子力災害対策指針の一部改正（緊急時における防護措置及び基本的考え方等の修正） 10. 8 島根2号機用の新燃料が搬送され、県は立入調査を実施（米子・境港両市も同行） 10. 15 島根1号機の第6回定期事業者検査が終了 10. 20 島根2号機新燃料受取検査における新燃料転倒事案の発生 10. 31 知事、米子市長、境港市長が原子力安全対策に係る中国電力からの財源措置について協議	19

11 月	<p>11.5 後継炉への建替えに向け、関西電力は美浜原発敷地内及び周辺で地質調査を開始</p> <p>11.6～11.9 原子力防災訓練（原子力防災支援基地運用訓練、防護資機材配布等訓練、船舶避難訓練及び住民避難訓練等）（島根原子力発電所事故対応）</p> <p>11.6 原子力安全対策に係る財源措置の適正化等の早期具現化を求める申入れ（県、米子市及び境港市）</p> <p>11.28 原子力安全対策に係る財源措置の適正化の具現化を求める申入れに対する中国電力からの回答</p>	<p>81</p> <p>47</p> <p>47</p>
12 月	<p>12.18 泊原子力発電所3号機の再稼働に北海道知事が同意</p> <p>12.22 令和7年度第2回原子力安全顧問会議を開催（島根原子力発電所3号機に係る新規制基準適合性審査状況、新燃料転倒事案に係る原因及び再発防止対策）</p> <p>12.22 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（原発特措法）において、対象地域を拡大（原発10km圏内から30km圏内）するよう内閣府事務次官通達を改正</p> <p>12.23 東京電力柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働に新潟県知事が同意</p> <p>12.24 原子力防災訓練（本部等運営訓練・図上）</p> <p>12.24 中国電力と新たな財源協力協定（核燃料税基礎、弓ヶ浜半島震災対策事業）等を締結</p> <p>12.25 新燃料転倒事案を受け、島根原子力発電所に係る安全対策について、中国電力に申入れ</p>	<p>55</p> <p>62</p> <p>19, 47</p>

第1章 鳥取県の原子力安全体制

鳥取県では、本県に隣接する(国研)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設や中国電力(株)島根原子力発電所に対する原子力安全対策を行っています。



平成11年の東海村JCO臨界事故を教訓に、万が一の原子力災害に備えるため、原子力災害対策特別措置法(事業者の責任義務、国・地方公共団体の役割等明記)が制定されました。

これによって人形峠環境技術センターに隣接する三朝町の一部が原子力災害対策の重点的実施区域(E P Z)に含まれたことから、鳥取県は生活環境部防災危機管理室に原子力防災担当を配置しました。

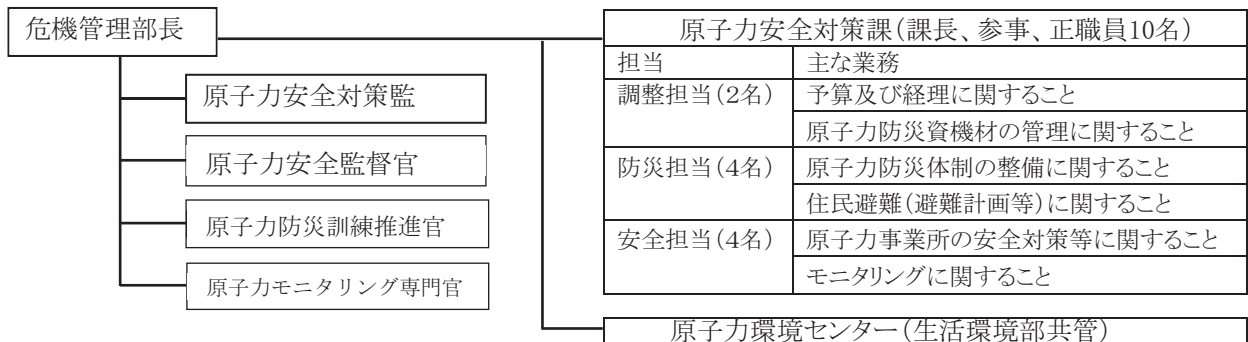
また、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において、想定外の事態発生に対して多くの不備があることが判明したことから、原子力安全に係る規制及び制度を見直すため平成24年9月に原子力災害対策特別措置法が改正されました。この改正で新たに法定化された原子力災害対策指針が平成24年10月に策定されたことにより、原子力災害対策を重点的に実施する区域として、それまでの約10kmの範囲のE P Zに替えて約30kmの範囲にP A ZとU P Zが設けられました。

その結果、境港市の全域及び米子市の一部が島根原子力発電所に係るU P Zに含まれたことから、平成25年4月、危機管理局に新たに原子力安全対策監を配置するとともに、原子力安全対策課を同局内に設置しました。その他、原子力災害医療やモニタリング、現地確認等の要員に対して兼務発令を行っています。

なお、平成29年4月には、モニタリング拠点施設として、危機管理局及び生活環境部共管の新組織原子力環境センターを設置しました。

また、平成29年3月の原子力災害対策指針の改正により、人形峠環境技術センターは原子力災害対策重点区域の設定を要しない施設となりましたが、事業所の敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、敷地周辺地域における原子力防災対策を講じています。

(1) 組織体制



(令和7年4月現在)

(2) 沿革

- 平成11年9月 JCO事故を契機として、平成12年4月から生活環境部防災危機管理室に原子力防災担当を配置
- 平成23年7月 危機管理局危機対策・情報課に原子力防災担当を2名配置
- 平成24年1月 原子力防災担当を3名に増員
- 平成24年4月 危機管理局危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置(室長以下5名)
- 平成25年4月 危機管理局に原子力安全対策監を配置し、原子力安全対策課を設置(課長以下10名)
- 平成29年4月 原子力環境センターを設置

- 平成31年4月 原子力安全対策課1名増員
- 令和3年9月 原子力安全対策課1名増員
- 令和4年4月 原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官を配置
- 令和5年4月 原子力環境センターに福井県原子力環境監視センター職員1名を受入(令和7年3月まで)
- 令和5年7月 危機管理局を危機管理部に組織改正

(3) 鳥取県の原子力対策に対する基本的考え方

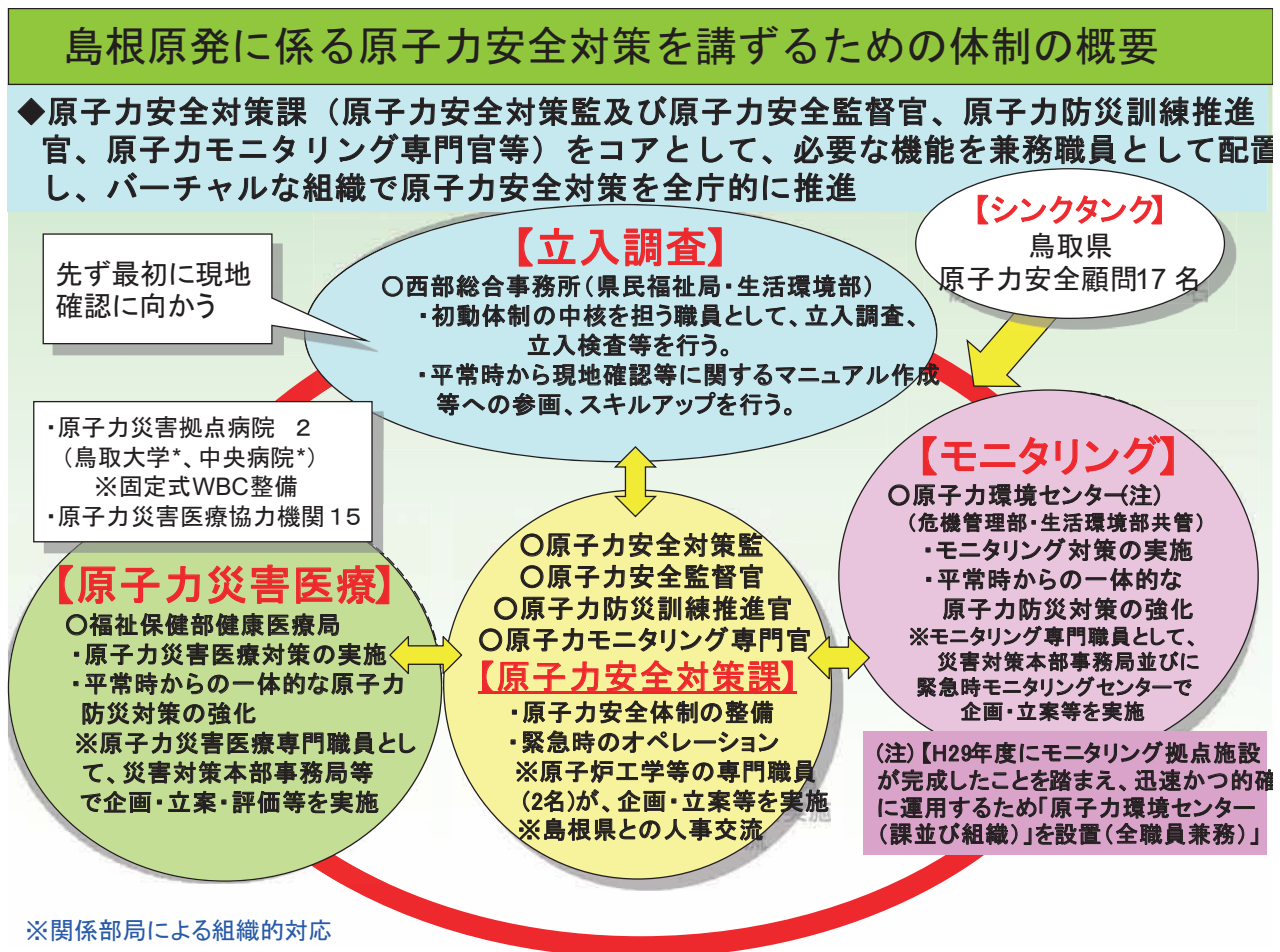
原子力発電の安全に絶対ということはなく、まずは原子力災害を起こさせないことが重要であり、不断に安全性向上の取組が行われていくことが必要です。原子力政策（発電）は国の進める政策であり、原子力発電所に対する安全規制は国が行うもので地方公共団体は権限を持っていません。また、国と自治体では原子力安全に対する立場が違います。

現行法体系では、原子力発電所の安全確保等の権限と監督責任は一元的に国にあります。県は県の責務として県民の健康と安全を守る立場にあります。このため、法制度の枠外であっても原子力安全協定等により実質的に発電所の安全確保を図ります。事業者に対しては、安全に対する取組を厳しく求め続けます。また国の安全規制において十分に機能していない点については、国に責務の遂行を要請していきます。

原子力安全対策課は、これらを実施可能とする体制の整備及び技術力の向上・蓄積を行っています。

(4) 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を講ずるための体制

原子力安全対策課（原子力安全対策監、原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官等）をコアとして、必要な機能を兼務職員として配置し、原子力安全対策を全庁的に進めています。



(5) 原子力専門職員の採用等

原子力施設における安全対策の実施状況や安全協定に基づく報告内容について、適切に進められているか確認するため、平成24年1月から原子力専門職員の採用を実施しました。

年月	内容
平成24年1月～	安全対策等を確認するため、原子力専門職員の採用を開始
平成24年4月～	鳥取県と島根県の間で原子力防災分野の職員人事交流を開始
平成25～28年度	原子力規制庁に職員の研修派遣を実施（2名、各2年間）
令和4年8月	鳥取県と福井県の間でモニタリング分野の職員を相互派遣し、短期研修を実施
令和5～6年度	鳥取県と福井県の間でモニタリング分野の職員人事交流を実施

(6) 原子力防災体制全体整備計画

原子力防災体制全体整備計画(H24～R7)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国の状況	・原災法改正 ・指針改定(UPZ、EAL、OIL等)	・原発の新規制基準 ・指針改定(モニタリング、被ばく医療)	・指針改定、補足資料等	・指針改定(UPZ外の防護措置等)	・指針改定(核燃料施設等の災害対策のあり方等)	・指針改定(緊急時活動レベル(EAL)の見直し・策定等)	・指針改定(原子力災害拠点病院の研修・訓練等に係る役割変更等)
目標	基本運用体制整備	運用体制の充実	体制基盤の概成	立地県並みの体制・運用の確保			
全般	・体制整備ロードマップ ・顧問会議、防災連絡会	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA
	→	→	→	→ 鳥根地域原子力防災協議会、合同作業部会、原子力安全対策合同会議〔原子力防災会議〕			
地域防災計画修正(UPZ)	→	・モニタリング、被ばく医療 ・緊急事態対処センター整備	→	・地域防修正	→	・地域防修正	→
避難	・広域避難計画 ※鳥根県との連携	・マニュアル類整備(活動要領、組織人員具体化)	・実効性の確保に向けた取組み	・広域避難計画修正 ・引き続きの実効性向上に向けた取組	→	・広域避難計画修正 ・さらなる実効性向上に向けた取組み	→
モニタリング	・平常時モニタリング計画策定 ・MP設置	・原子力環境センター設計 ・緊急時モニタリング計画策定 ・可搬式MP整備 ・データ統合	・センター運用 ・センター建設工事	・センターI期完成、運用	→	・センター組織化 ・本格運用開始 ・モニタリング車更新 ・モニタリングシステム更新 ・サーベイス更新	→
原子力災害医療	・被ばく医療機関指定 ・被ばく医療計画作成 ・資機材整備	・ホールボディカウンタ等資機材整備	・ホールボディカウンタ等資機材整備	・資機材整備	・保守管理 ・移動式WBC更新	・原子力災害拠点病院等指定	→
放射線防護対策	→	・医療機関(1施設)	・医療機関・高齢者施設・障がい者施設(各1)	→	・電子線量計整備	→	・老人介護保険施設(1)
普及啓発	・広報計画 ・講演会、説明会等	→	→	→	→	→	→
訓練	・鳥根原発、人形峠	→	→	→	→	→	→

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国の状況	・指針改定(EALの判断基準や運用の適正化等)	・新型コロナウイルス感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン策定等	・指針の改定(施設敷地緊急事態要避難者の明確化)	・指針の改定(甲状腺被ばく線量モニタリング、防災業務関係者の放射線防護対策等)	・指針の改定(緊急時活動レベル(EAL)の見直し等)	・指針の改定(原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設)	・指針の改定(緊急時避難円滑化事業ガイドブックの更新)
目標	立地県並みの体制・運用の確保						
全般	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA
	→	→	→	→	→	→	→
地域防修正	→	→	→	→	→	→	→
避難	・広域避難計画修正	→	→	→	→	→	→
	→	→	→	→	→	→	→
モニタリング	→	→	→	→	→	→	→
	・モニタリングシステム副監視局設置	→	→	→	→	→	→
原子力災害医療	・NMAT車両の整備・運用開始	→	→	→	→	→	→
放射線防護対策	・線量率測定器整備 ・備蓄物資整備	→	→	→	→	→	→
普及啓発	→	→	→	→	→	→	→
訓練	→	→	→	→	→	→	→

島根原子力発電所の防災対策年度別事業費

○令和7年度の国交付金の必要額は約5.6億円

- ・整備計画(第1期(H25~27年度)中期整備計画(21.8億円)；基盤的整備)
 (第2期(H28~30年度)中期整備計画(約20.7億円)；避難の実効性の向上)
 (第3期(R元~3年度)中期整備計画(約16.5億円)；避難のさらなる向上)

単位：百万円

	事業内容	H25年 事業費	H26年 事業費	H27年 事業費	H28年 事業費	H29年 事業費	H30年 事業費
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等	資機材、普及啓発、防災訓練、WBC車・サーベイ車・モニタリング車更新等	224	43	130	254	133	154
	ネットワークシステム等維持管理	31	60	29	46	54	40
	被ばく医療整備・施設防護対策等(避難退域時検査、WBC、避難経路)	【交付金】 2 【補助金】 844	WBC等整備(中央病院) 80	放射線防護施設点検等 3	【交付金】 17 【補助金】 25	【補助金】 339	62
	被ばく医療研修等、安定ヨウ素剤備蓄等	9	6	4	9	5	10
	小計	1,110	189	166	351	531	266
放射線監視等交付金	モニタリングシステム、モニタリングポスト、測定器整備、環境試料分析、安全顧問、モニタリングカー更新等	213	30	46	115	127	117
	原子力環境センター整備等(地質調査、基本設計、実施設計、機器整備、人材育成)	16	98	316	106	357	100
	小計	229	128	362	221	484	217
合計		1,339	317	528	572	1,015	483

R1年 事業費	R2年 事業費	R3年 事業費	R4年 事業費	R5年 事業費	R6年 事業費	R7年 事業費	計
【交付金】 257 【補助金】 77	【交付金】 144 【補助金】 95	【交付金】 412 【補助金】 61	395	214	176	184	2,953
44	70	50	55	43	55	33	610
20	14	11	24	26	36	【交付金】 48 【補助金】 20	1,571
15	4	7	6	6	6	6	93
413	88	68	480	289	273	291	5,227
113	78	94	112	91	97	228	1,461
25	26	30	31	29	37	40	1,211
138	104	124	143	120	134	268	2,672
551	192	192	623	409	407	559	7,899

上段：緊急時交付金
(防災資機材+普及啓発)

緊急時連絡網整備等事業

原子力災害医療施設等整備
(医療・保険課以外)

原子力災害医療施設等整備
(医療・保険課のみ)

原子力安全対策課

原子力環境センター

1. 原子力安全対策プロジェクトチーム

鳥取県では福島第一原子力発電所事故発生後、平成24年に「原子力安全対策プロジェクトチーム」を設置し、島根原子力発電所にかかる原子力防災体制を全庁的体制で整備を進めています。

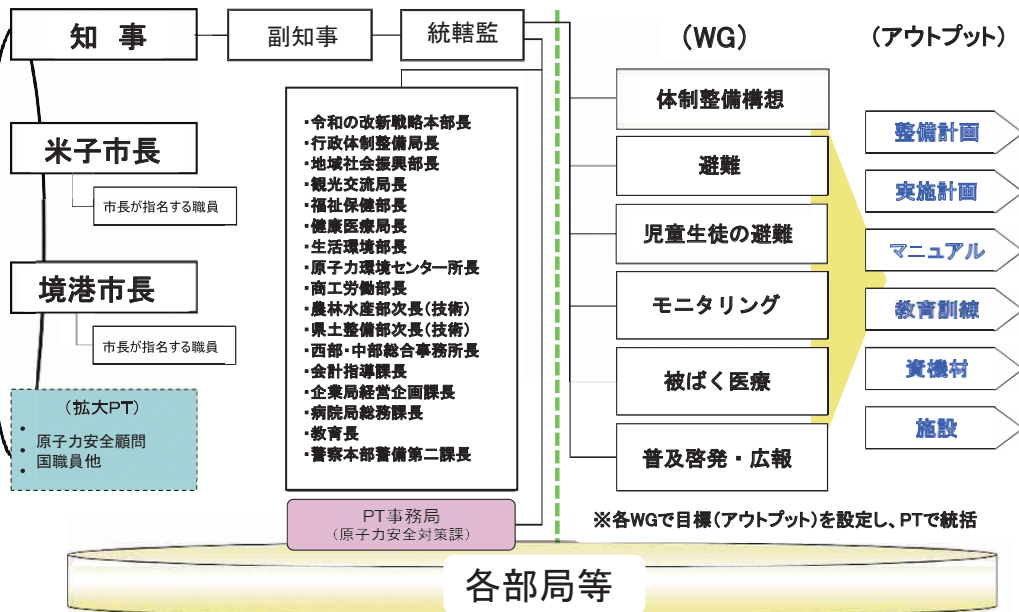
平成24年の設置以降、島根原子力発電所の動向に大きな動きがある場合、適宜会議を開催し、安全対策、避難対策、モニタリングに係る現状及び課題、対応方針を確認しています。

※令和6年度以前の開催結果を資料33に掲載しています。

(1) プロジェクトチームの設置

目的	: 島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画
チーム長	: 知事
副チーム長	: 副知事、統轄監
事務局長	: 危機管理部長
事務局	: 危機管理部（原子力安全対策課）
構成メンバー	: 令和の改新戦略本部長、行政体制整備局長、地域社会振興部長、観光交流局長、健康医療局長、生活環境部長、原子力環境センター所長、商工労働部長、農林水産部次長（技術）、県土整備部次長（技術）、西部・中部総合事務所長、会計指導課長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育長、警察本部警備第二課長
ワーキング	: 全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループ（WG）を設置
設置期間	: 防災対策の実施体制構築までの間

実施体制「原子力安全対策プロジェクトチーム（PT）」



- 島根原子力発電所に対する原子力安全対策・防災対策を全県的・全庁的に推進
 - ・ 重要な判断時や限定テーマの場合には、3首長等の限定メンバーによる「コアメンバーPT」を開催
 - ・ 必要に応じて原子力安全顧問等の参加を要請した「拡大PT」を開催

2. 鳥取県原子力安全顧問

鳥取県では、平成20年4月1日に鳥取県原子力防災専門家会議（環境放射能や原子炉工学等の専門家を委員として任命）を設置し、原子力防災対策等に関して指導、助言等をこれまで受けてきました。

島根原子力発電所、人形峠環境技術センターの原子力安全対策や原子力防災対策等について、柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るための更なる体制強化を目的として、従来の鳥取県原子力防災専門家会議を廃止し、新たに平成26年10月17日に鳥取県原子力安全顧問を設置しています。

※令和7年度は島根3号機の新規制基準への適合性審査等に関する会議を3回開催しました（令和8年2月末時点）。原子力防災専門家会議を含む令和6年度以前の開催結果を資料30に掲載しています。

(1) 鳥取県原子力安全顧問の設置

鳥取県原子力安全顧問の設置に当たって、顧問からは鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況等に関する自己申告書の提出を受け、顧問の中立性及び公平性が確保されていることを毎年確認しています。

令和6年10月16日の任期満了に際しては、17名を再任しました。

項目	概要
設置目的	・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導助言を得る
顧問の職務	・環境放射線等モニタリング結果の評価、原子力防災対策・原子力安全対策への指導、助言 ・安全協定に基づく現地確認への同行
顧問の委嘱	・学識経験者の中から知事が委嘱 ・任期は2年以内（再任可）
資格基準	・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去3年間） ・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去3年間） ・同一の原子力事業者から年間50万円以上の報酬を受領していない者（過去3年間）
委嘱手続き	・委嘱に当たり、資格基準に抵触しないことを自己申告書で確認 ・過去3年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況について確認 ・上記の2項目について結果を公表 ・研究に対する寄附等の状況は、毎年4月30日までに確認し、その結果を公表
顧問会議	・複数の顧問の出席による顧問会議の開催 ※顧問は独任制を原則とするが、顧問会議を開催できる旨を規定 ・出席顧問の中から県が座長を選任

【鳥取県原子力安全顧問名簿】

（令和7年9月時点、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境モニタリング	環境放射能	遠藤 暁	広島大学・教授
	放射線計測・防護	小田 啓二	一般財団法人電子科学研究所・理事長
	放射線管理学	藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・教授
放射線影響評価	緊急被ばく医療	神谷 研二	公益財団法人放射線影響研究所・理事長
	救急医学、被ばく医療	富永 隆子	量子科学技術研究開発機構 被ばく医療部・部長
	線量評価	細田 正洋	弘前大学・教授
原子炉工学	放射線治療	吉田 賢史	鳥取大学医学部附属病院・教授
	原子炉工学	片岡 勲	大阪大学名誉教授 原子力安全システム研究所・技術システム研修所長
	原子炉物理	北田 孝典	大阪大学・教授
	原子炉工学	牟田 仁	東京都市大学・教授
	熱加工力学、材料力学	望月 正人	大阪大学・教授
放射性廃棄物	原子炉工学	吉橋 幸子	名古屋大学・教授
	核燃料サイクル	佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震工学・地盤構造探査	野口 竜也	鳥取大学・准教授
地下水・地盤対策	地盤工学	河野 勝宣	鳥取大学・准教授
原子力防災	都市・地域防災学	梅本 通孝	筑波大学・准教授

【任期】 令和6年10月17日～令和8年10月16日

3. 鳥取県原子力安全対策合同会議

島根原子力発電所に関する原子力安全対策等について、重要な判断を要する場合において、住民等との情報共有や率直な意見交換、そして専門家である鳥取県原子力安全顧問の意見等を聞くため、米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会（以下「安対協」）と鳥取県（原子力安全対策 PT 会議、原子力安全顧問会議）が合同で会議を開催しています。

※令和6年度以前の開催結果を資料32に掲載しています。

(1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の設置

原子力安全対策合同会議が設置されるまでは、島根原子力発電所に関する中国電力(株)からの安全協定に基づく事前報告など、鳥取県、米子市及び境港市が重要な判断を要する場合において、米子・境港両市の住民を代表する安対協の委員が、原子力の安全規制を担う国からの説明や、専門家である原子力安全顧問の意見を直接聞くような機会がほとんどありませんでした。

一方、鳥取県は原子力安全顧問会議等を通じて、中国電力(株)や国の説明に対して、原子力安全顧問の専門的な観点からの意見を聴取しており、県と両市の安対協が合同で会議を開催することによって、安対協の委員が中国電力(株)をはじめ、国や原子力安全顧問と直接意見交換を行うことが可能となることから、本会議が設置されました。

【主な構成員】

- 鳥取県 : 知事、副知事、原子力安全対策 PT 関係部局長、県原子力安全顧問
- 米子市 : 市長、安対協委員（約30名）
- 境港市 : 市長、安対協委員（約30名）
- 説明者 : 中国電力(株)、国（原子力規制庁など） ※必要に応じて



米子市原子力発電所
環境安全対策協議会



境港市原子力発電所
環境安全対策協議会

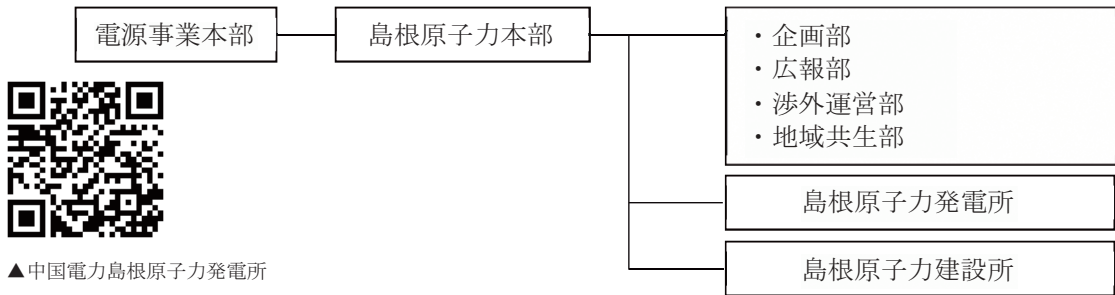
第2章 島根原子力発電所

1. 島根原子力発電所の概要

島根原子力発電所は、日本で5番目の原子力発電所として島根県松江市鹿島町に建設されました。1号機は平成29年7月から廃止措置作業に着手しており、現在は廃止措置計画の第2段階です。2号機は新規制基準適合性審査に合格し、令和6年12月23日に再稼働しました。3号機については審査と並行して、営業運転開始に向けた本工事が進められています。

(1) 組織体制

事業者：中国電力(株)
 所在地：島根県松江市鹿島町片匂654番地の1
 組織：



(2) 1・2・3号機設備概要

		1号機 (廃止措置中)	2号機	3号機 (建設中・審査中)	
営業運転開始 (営業運転終了)		昭和49(1974)年3月29日 (平成27(2015)年4月30日)	平成元(1989)年2月10日	未定	
定格電気出力		—	82万キロワット	137.3万キロワット	
原子炉	型式	沸とう水型 (BWR)	同左	改良型沸とう水型 (ABWR)	
	熱出力	—	約244万キロワット	約393万キロワット	
	圧力	—	約6.93MP a	約7.07MP a	
	温度	—	約286℃	約287℃	
	燃料	濃縮度	—	3.7wt% (取替燃料)	3.8wt% (取替燃料)
		燃料集合体	—	560体	872体
		ウラン重量 (全炉心)	—	約97トン	約150トン
	制御棒	—	137本	205本	
圧力容器(寸法)(m)	内径4.8×高さ19×厚さ0.12	内径5.6×高さ21×厚さ0.14	内径7.1×高さ21×厚さ0.17		
原子炉格納容器		フラスコ型 (BWR-4/MARK-I型)	まほうびん型 (BWR-5/MARK-I改良型)	円筒型 (ABWR/RCCV)	
タービン	回転数	—	1,800回転/分	1,800回転/分	
	流量	—	約4,600トン/時	約7,300トン/時	
発電機	容量	—	87万キロボルトアンペア	153万キロボルトアンペア	
	電圧	—	15,500ボルト	22,000ボルト	
冷却水量		—	約60m ³ /秒	約95m ³ /秒	
送電線		—	22万ボルト2回線(共用1ルート) 平成18年10月：1・2号開閉所接続	50万ボルト2回線	
主な特徴		<ul style="list-style-type: none"> 国産第1号原子力発電所 廃止措置中(H29.7.28～) 	<ul style="list-style-type: none"> 改良型格納容器 燃料取替の自動化 制御棒駆動の高速化 廃棄物のセメント・モルタル 固化処理 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉内蔵型再循環ポンプ 改良型制御棒駆動機構 改良型中央制御盤 鉄筋コンクリート製原子炉格 納容器 	

(出典：中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

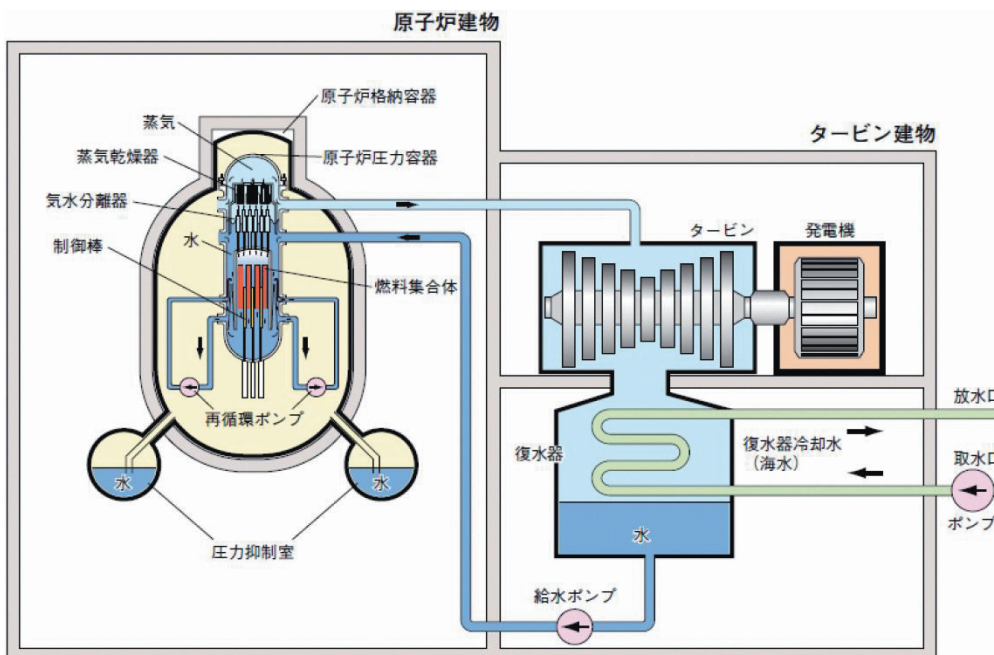
(3) 配置図



(提供：中国電力(株))

(4) 沸騰水型原子力発電所（BWR）のしくみ

沸騰水型原子力発電所（BWR）は、軽水（普通の水）を原子炉冷却材及び中性子減速材とし、この軽水を炉心で沸騰させて蒸気を発生させ直接タービン発電機を回して発電するものです。構造はシンプルですが、蒸気は放射性物質を含む水から作られているため、タービンや復水器についても放射線の管理が必要です。



(提供：中国電力(株))

2. 島根原子力発電所の管理状況

島根原子力発電所は、安全・安定運転の確保のため、定期的に検査を行い、設備の健全性を確認しています。また、発電に使用した使用済燃料は、再処理工場に搬出するまでの間、発電所内で安全に管理しています。

(1) 定期事業者検査の実績

原子力発電所の設備を健全な状態に維持するため、13か月に1回、運転を止めて定期事業者検査を行います。1号機については、廃止措置期間中の性能維持施設を対象に定期事業者検査を前回の検査終了後から13か月以内に行います。

2号機は、令和8年2月9日に第18回定期事業者検査を開始しました。

	回	停止（検査）期間	停止（検査）日数
1号機 (廃止措置中)	第6回	令和7年5月16日～令和7年10月15日	152日間
	第5回	令和5年8月24日～令和7年4月24日	610日間
	第4回	令和4年2月18日～令和4年7月25日	158日間
	第3回	令和2年8月14日～令和3年1月19日	159日間
	第2回	平成31年2月22日～令和元年7月17日	146日間
	第1回	平成30年1月18日～平成30年5月25日	128日間
2号機	第18回	令和8年2月9日～	検査中
	第17回	平成24年1月27日～令和7年1月10日	4732日間
	第16回	平成22年3月18日～平成22年12月6日	264日間
	第15回	平成20年9月7日～平成21年3月24日	199日間

(2) 運転実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)
2号機	0 [132,543]	0 [57.4]	0 [132,543]	0 [55.6]	0 [132,543]	0 [54.0]
合計	0 [132,543]	0 [57.4]	0 [132,543]	0 [55.6]	0 [132,543]	0 [54.0]

	令和5年度		令和6年度	
	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)
2号機	0 [132,543]	0 [52.5]	1,980 [134,523]	27.6 [51.8]
合計	0 [132,543]	0 [52.5]	1,980 [134,523]	27.6 [51.8]

※島根1号機は、営業運転終了に伴い記載を削除。

(出典：中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

(注) ・下段 [] 内は運転開始からの累計

・設備利用率 = $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100$

(3) 使用済燃料貯蔵実績

1号機の使用済燃料722体については、廃止措置工程の第3段階が開始するまでに再処理施設へ全量搬出します。

	項目	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	貯蔵容量
1号機	発生量	0	0	0	0	0	1,140
	搬出量	0	0	0	0	0	
	貯蔵量	722	722	722	722	722	
2号機	発生量	0	0	0	0	148	3,518
	搬出量	0	0	0	0	0	
	貯蔵量	1,956	1,956	1,956	1,956	2,104	
合計	貯蔵量	2,678	2,678	2,678	2,678	2,826	4,658

(出典：中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

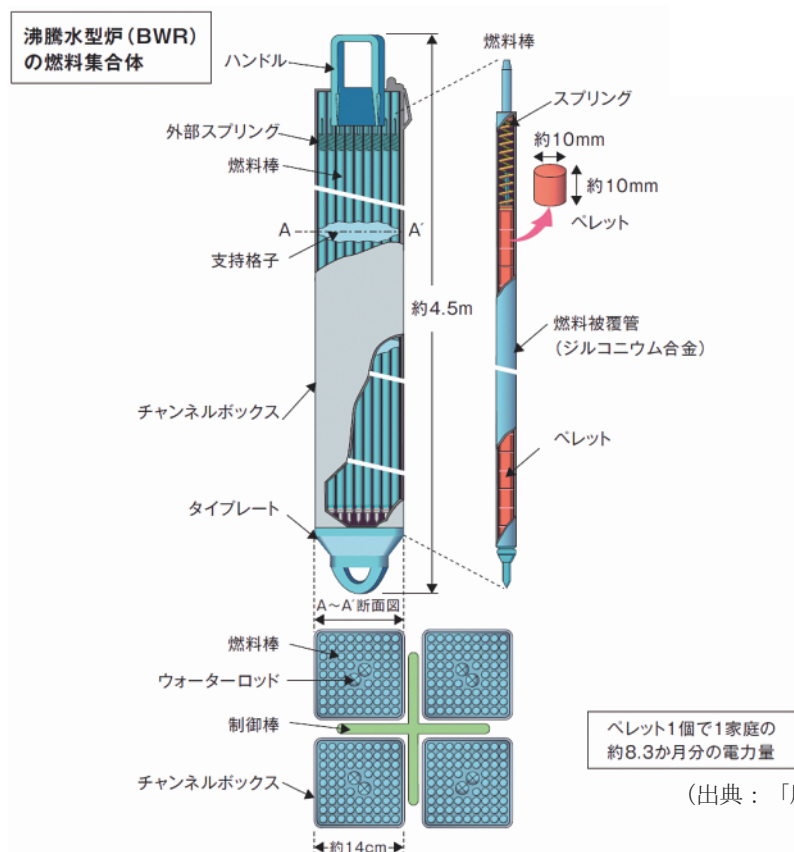
(4) 新燃料の保管状況

2号機は208体の新燃料を保管しています。3号機は886体の新燃料を保管しています。

(5) 燃料集合体の構造

燃料集合体は、ウラン酸化物をペレットと呼ばれる小さな円柱状（直径約1cm、長さ約1cm）に焼き固めて、約350個のペレットを約4mの長さのジルコニウム合金のさやに封入して燃料棒とし、ウォータースタッドとともに60本程度格子状に束ね、チャンネルボックスで囲ったものです。原子炉の中に装荷されて核分裂により熱を発生します。燃料は発電に約3年間利用され、定期事業者検査の際に新たな燃料と交換されます。一度に取替える燃料体数は全炉心燃料の1/3から1/4程度です。

原子力発電所で使われている燃料は、核分裂しやすいウラン235を約4%、核分裂しにくいウラン238を約96%混ぜたものです。このため、急激な反応は起こらず安全にウランの力を利用できます。ペレット1個で、一般家庭で使う電気の約8か月分を発電することができます。



(出典：「原子力エネルギー図面集」)

(6) 放射性気体・液体廃棄物

放射性気体廃棄物はフィルタや減衰タンク、ホールドアップ塔で放射能を十分減衰させたのち、安全を確認した上で大気中に放出します。

放射性液体廃棄物は種類に応じて蒸発装置や洗浄排水処理装置で処理します。濃縮廃液はアスファルトやセメントで固化又は焼却し、ドラム缶に詰めて発電所内の貯蔵庫で安全に保管し、浄化水はできるだけ再利用し、放出するものは安全を確認した上で海に放出します。

廃棄物の種類		放出管理目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
気体廃棄物	希ガス	年間 $4.0 \times 10^{14} \text{Bq}$	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
	ヨウ素	年間 $2.2 \times 10^{10} \text{Bq}$	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
液体廃棄物 (トリチウム除く)		年間 $3.7 \times 10^{10} \text{Bq}$	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D

(出典：中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

- ・ N. D (Not Detectable) : 検出限界以下
- ・ 希ガスの検出限界濃度 : $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 以下
- ・ よう素131の検出限界濃度 : $7 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ 以下
- ・ よう素133の検出限界濃度 : $7 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$ 以下
- ・ 液体廃棄物の検出限界濃度 : $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 以下 (^{60}Co で代表)

(7) 放射性固体廃棄物

可燃性のものは、焼却してドラム缶に詰めて固化します。不燃性のもののうち、圧縮できるものは圧縮してドラム缶に詰め、圧縮できないものは切断する、又は大きな容器に詰めて固化します。ドラム缶及び容器は発電所内の貯蔵庫で安全に保管します。

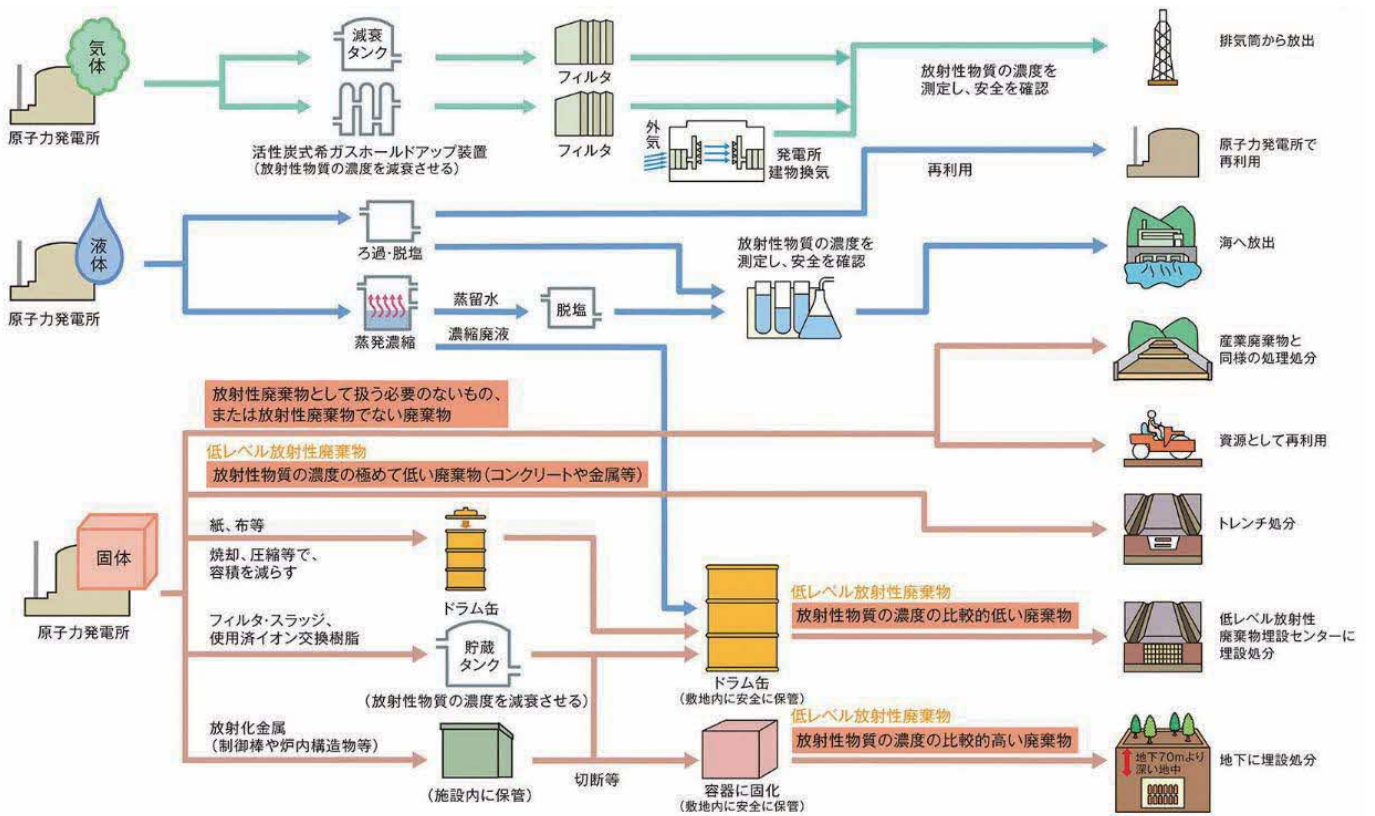
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発生量	3,182	2,212	2,822	3,487	3,836
焼却等減容量	1,639	1,280	1,814	1,791	1,872
搬出減少量	880	832	0	992	800
年度末保管量	36,380	36,480	37,488	38,192	39,356
保管容量	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500

単位：200リットルドラム缶相当本数

(中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

- ・ 固体廃棄物：発電所で使用したフィルタや作業に使った紙、布等を圧縮・焼却したものをドラム缶に詰めたものであり、低レベル放射性廃棄物である。
- ・ 搬出による減少量は青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに運び出したもの。平成5年度から搬出を開始し、累積本数は22,192本。(令和5年度末時点)

(8) 原子力発電所の廃棄物処理方法



(出典：「原子力エネルギー図面集」)

3. 島根原子力発電所の法令報告事象

島根原子力発電所において、原子炉等規制法に基づく事故故障等の国への報告が義務づけられている事象が発生した場合、中国電力(株)は安全協定に基づき鳥取県、米子市、境港市に連絡することとなっています。

(1) 島根原子力発電所 1・2号機の法令報告事象

※国際原子力・放射線事象評価尺度は、平成4年8月1日から運用開始。

発生日	号機	状況	評価レベル※
平成28年12月8日	2号機	(事案) 中央制御室空調換気系ダクトに腐食孔が生じていることを確認。 (原因) ダクト内部で発生した結露ならびに外気とともにダクト内にとり込まれた水分及び海塩粒子がダクト内部に付着したことによって腐食が進行したもの。	1
平成21年3月26日	1号機	(事案) 原子炉保護系ハーフスクラム試験を実施していたところ、制御棒1本が全挿入。 (原因) 2つの電磁弁(スクラムパイロット弁)のうち、片方の電磁弁の電源端子が異なった仕様のネジにより締め付けられていたことによる接触不良によるもの。	0-
平成20年8月5日(※) (※)トラブルの報告対象事象として判断した日	1号機	(事案) 8月3日、高圧注水ポンプ起動直後に、高圧注水系駆動用タービンが自動停止。 (原因) 主塞止弁の急速な開動作を防止するために設けている調節弁の流路が閉塞傾向となり、主塞止弁内に滞留しているドレンとあいまって急速に開動作し、蒸気流入量が一時的に過大となったことから設定値を超える圧力差が生じたことによるもの。	0+
平成19年11月21日	1号機	(事案) 燃料取替装置の点検を実施するために燃料取替装置を移動したところ、燃料つかみ部が燃料プールの手摺りに接触し変形する事象が発生。 (原因) 作業員間で手摺りの取扱いに関する認識が共有されていなかったこと、工事要領書に手摺りの確認手順が明記されていなかったこと、及び作業員が装置移動の際に手摺りを含めた干渉物に関する周辺状況確認を怠っていたことによるもの。	評価対象外
平成18年11月9日	1号機	(事案) 復水フィルタ出口ヘッダー配管の復水フィルタ出口配管との合流部6箇所のうち2箇所の一部に減肉が認められ、技術基準における必要最小厚さを満足していないことを確認。 (原因) 復水フィルタ出口配管に偏流発生要素が連続していたこと、及び長期の運転に伴いエロージョン・コロージョンによる減肉が進展したもの。	0-
平成18年10月13日	1号機	(事案) 復水貯蔵タンク水位配管取付け部の一部に、腐食により技術基準における必要な厚さを下回っている部位があることを確認。 (原因) 保温材で覆われていたことから、長期間点検及び再塗装を実施していなかったため経年的に塗装が劣化し、保温材への雨水の侵入によって腐食が進行したもの。	0-
平成17年7月6日	1号機	(事案) ドライウェル真空破壊弁8弁のうち1弁の全閉が確認できない状態となったため、原子炉を手動停止。 (原因) マイクロスイッチが損傷し、全閉表示ができなくなったもの。	0-
平成16年3月17日	2号機	(事案) 原子炉格納容器内の機器ドレン量及び床ドレン量に増加が認められたため、原子炉を手動停止。 (原因) 除染用接続口フランジのボルトによる締め付けが不十分であったことによる漏えい。	0+
平成7年1月30日	2号機	(事案) 「スクラム排出水容器水位異常高」の信号により、原子炉が自動停止。 (原因) 復水スラッジ分離水を移送する際、切替え弁のひとつが閉状態であったため、分離水がスクラム排出水容器ドレン配管を通じて容器内に逆流したもの。	1
平成5年2月4日	1号機	(事案) 原子炉格納容器内の機器ドレン量に増加が認められたため、原子炉を手動停止。 (原因) 原子炉圧力容器ベントラインの弁のグランドパッキンの締めつけ不良による蒸気の漏えい。	0-

平成5年1月18日	2号機	(事案) 原子炉再循環ポンプA号機のメカニカルシールに機能低下が認められたため原子炉を手動停止。 (原因) メカニカルシール第1段シール部に異物が入り込んだことによる機能低下。	0-
平成4年2月20日	1号機	(事案) 「中性子束異常高」の信号により原子炉が自動停止。 (原因) 原子炉建物避雷針への落雷により、中性子計測設備のケーブルに誘導電流が流れ、これにより誤信号が発信されたもの。	-
平成2年12月4日	2号機	(事案) 原子炉出力上昇中に原子炉が自動停止。 (原因) 主蒸気圧力が定められた値より低い状態で原子炉モードスイッチを「起動」から「運転」に切り替えたため原子炉が自動停止したもの。	-
平成2年11月19日	2号機	(事案) 原子炉再循環ポンプ電動機B号機に「潤滑油位低下」の警報が発生したため原子炉を手動停止。 (原因) 当該電動機下部軸受部の排気風量が設計より多かったため、排気に伴って移送される潤滑油量が多く、潤滑油位が低下したもの。	-
平成元年9月6日	1号機	(事案) 原子炉再循環ポンプ電動機B号機に「振動大」の警報が発生したため原子炉を手動停止。 (原因) 当該モータの振動検出器の鉄心と磁石の間に異物が付着したことによる誤動作。	-
平成元年4月10日	2号機	(事案) 原子炉再循環ポンプA号機の回転数が低下したため原子炉を手動停止。 (原因) 原子炉再循環ポンプの速度制御回路のリレー接点に異物が付着したことによる接触不良。	-
昭和52年3月1日	1号機	(事案) 定期検査時、制御棒駆動水戻りノズル部にひびを発見。 (原因) 低温の戻り水と炉内の高温水が混合する部分で温度差により熱応力が生じひびが発生したもの。	-
昭和51年8月27日	1号機	(事案) 主蒸気止め弁テスト用電磁弁の不調により原子炉が自動停止。 (原因) 電磁弁に異物がかみ込んだため、油圧機構操作空気漏れで主蒸気止め弁が閉止したもの。	-

(中国電力(株)提供資料を基に鳥取県で作成)

【国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES)】

	レベル	基準			参考事例 (INESの公式評価でないものも含んでいる)
		基準1:人と環境	基準2:施設における放射線ハリアと管理	基準3:深層防護	
事故	7 (深刻な事故)	・広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出			・旧ソ連チェルノブイリ発電所事故(1986年) 暫定評価 ・東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故(2011年)
	6 (大事故)	・放射性物質の相当量の放出			
	5 (広範囲な影響を伴う事故)	・放射性物質の限定的な放出 ・放射線による数名の死亡	・炉心の重大な損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い施設内の放射性物質の大量放出		・アメリカスリーマイルアイランド発電所事故(1979年)
	4 (局所的な影響を伴う事故)	・軽微な放射線物質の放出 ・放射線による少なくとも1名の死亡	・炉心の全放射線量の0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い相当量の放射性物質の放出		・ジェーシー・オー臨界事故(1999年)
異常な事象	3 (重大な異常事象)	・法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく ・放射線による非致命的な確定的健康影響	・運転区域内での1Sv*(シーベルト)/時を超える被ばく線量率 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態 ・高放射能密封線源の紛失または盗難	
	2 (異常事象)	・10mSv(ミリシーベルト)を超える公衆の被ばく ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく	・50mSv(ミリシーベルト)/時を超える運転区域での放射線レベル ・設計で予想していない施設内の域内の相当量の汚染	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥	・美浜発電所2号機 蒸気発生器伝熱管損傷事故(1991年) ・大洗研究開発センター燃料研究機作業員被ばく事故(2017年)
	1 (逸脱)			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく ・低放射能の線源の紛失または盗難	・「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故(1995年) ・敦賀発電所2号機1次冷却材漏れ(1999年) ・浜岡原子力発電所1号機余熱除去系配管破断事故(2001年) ・美浜発電所3号機二次系配管破断事故(2004年)
尺度未達	0 (尺度未達)	安全上重要ではない事象		0+ 安全に影響を与える事象 0- 安全に影響を与えない事象	
評価対象外		安全に関係しない事象			

※シーベルト(Sv):放射線が人体に与える影響を表す単位(1ミリシーベルトは1シーベルトの1000分の1)

(出典:「原子力エネルギー図面集」)

4. 島根原子力発電所のトラブル情報等

(1) 2号機新燃料受取検査作業時における新燃料転倒

令和7年10月20日、2号機原子炉建物で新燃料の受取検査中に、新燃料2体が転倒する事案が発生しました。輸送容器を立て起こす際、転倒防止用のストッパーやロープを設置しておらず、新燃料が転倒したものです。（負傷者1名（打撲）、汚染・被ばくなし。プラントへの影響なし。放射性物質の放出なし）

県は同日、米子市、境港市と合同で現場確認を行い、中国電力(株)に対して原因究明と再発防止の徹底を申し入れました。

11月7日には、2県6市に対して中国電力(株)から原因と再発防止策について報告が行われました。中国電力(株)によると、原因は作業を行う燃料メーカーが、作業員が1名少ない状況で作業を開始した結果、当該作業員1名分の役割分担が不明確となり、輸送容器の転倒防止策が実施されなかったとしています。再発防止策として、作業体制に変更が生じた際は、役割分担を明確にした上で、作業を開始することを作業手順書に明記するなどの対策を講じるとする再発防止策が報告されました。

また、12月22日に開催された原子力安全顧問会議において再発防止の徹底や協力会社を含めた全社的な意識改善等を求める意見が顧問から挙げられたことから、12月25日、県は米子市、境港市とともに改めて書面で申し入れを行いました。

<事案の経緯>

令和7年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・9時20分頃 2号機原子炉建物4階（放射線管理区域内）で受取検査中の新燃料2体が転倒。 ・16時30分頃 鳥取県が米子市、境港市とともに現場確認。中国電力(株)に対し、原因究明、再発防止対策を申し入れ。
11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、中国電力(株)より転倒の原因と再発防止策に関する報告を受ける。
12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、米子市、境港市とともに安全対策について文書で申し入れ。

(2) 2号機主変圧器冷却ファン中継端子台における火災

令和8年2月7日、2号機屋外の主変圧器ヤード付近（放射線管理区域外）に設置している2号機主変圧器冷却ファン中継端子台にある端子接続部に焦げ跡があることを中国電力(株)社員が確認しました。消火活動はなく、公設消防が火災と判断しました。（負傷者なし。汚染・被ばくなし。プラント及び外部への放射能の影響なし。）

県は安全協定第11条に基づく立入調査を実施（米子市・境港市が同行）し、原因究明・再発防止対策を申し入れました。2月末現在、中国電力(株)及び消防において発生原因の調査が進められています。

<事案の経緯>

令和8年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・20時25分頃 中国電力(株)社員が焦げ跡を確認 ・20時38分頃 中国電力(株)が松江市消防本部へ通報 ・22時5分頃 松江市消防本部が「火災」と判断
2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・3時10分頃 鳥取県が立入調査（米子市と境港市が同行）（4時10分頃終了）
2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、米子市、境港市とともに原因究明、再発防止対策及び対応状況の情報公開、全社的な水平展開を申し入れ

(3) 2号機における運転上の制限（LCO）の逸脱

令和8年2月26日、2号機（定期事業者検査のため停止中）の原子炉建物内において燃料プール水位・温度監視設備が使用できない状態となったため、中国電力(株)は原子炉施設保安規定に定める運転上の制限（LCO）の逸脱を宣言しました。（負傷者なし。汚染・被ばくなし。プラントへの影響なし。放射性物質の放出なし）

同日、中国電力(株)は当該設備の復旧作業を実施し使用できる状態になったことから、運転上の制限を満足しない状態から復帰しました。なお、通常、燃料プールの水位及び温度は複数の設備で監視されているため、当該設備が動作不能になっている間も他の計器等により監視は継続されており水位及び温度に異常はありませんでした。県は、安全協定第11条に基づく報告聴取を行い、中国電力(株)に対して、原因究明・再発防止対策を申し入れました。

2月末現在、発生原因の調査が進められています。

<事案の経緯>

令和8年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・16時6分頃 燃料プール水位・温度計の監視不能を確認 ・17時00分頃 保安規定65条（重大事故等対処設備）65-9-3燃料プール監視設備に係る運転上の制限の逸脱を判断 ・17時31分頃 燃料プール水位・温度計の復旧作業を実施 使用できる状態になったことを確認し、LCO逸脱からの復帰を判断
2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、中国電力(株)から報告を受け、原因究明、再発防止対策を申し入れ

5. 島根原子力発電所1号機の廃止措置

国産第1号の原子炉として、40年以上にわたり地域に電力供給してきた島根原子力発電所1号機は、平成27年4月30日をもって営業運転を終了し、平成29年4月19日に原子力規制委員会から廃止措置計画の認可を受け、平成29年7月に廃止措置（第1段階）に着手しました。

令和6年5月17日に第2段階への移行に伴う廃止措置計画変更が認可され、現在、原子炉本体周辺設備の解体撤去作業が行われています。

(1) 廃止措置段階の安全規制

ア 廃止措置計画と保安規定

発電用原子炉の運転から廃止措置に移行するに当たっては、次の2つの認可を受ける必要があります。

(ア) 廃止措置計画

法令の基準を踏まえ安全確保を前提に技術的視点に立って発電用原子炉を安全に解体し、最終的に当該施設内に残存する放射性物質による周辺公衆への放射線被ばくのリスクを安全で合理的なレベルまで低減するための計画。

(イ) 保安規定の変更

運転段階から廃止措置を実施するため必要な事項を加え或いは変更（廃止措置に掛かる組織、保安教育、管理等）し、認可を受けること。

イ 定期事業者検査

原子力発電所が廃止措置段階になると、廃止措置作業を安全に実施するにあたり、必要な施設の維持・管理のため、法律に基づき、直近の定期事業者検査が終了した日から13か月を超えない時期に、施設の性能や機能の確認を行う定期事業者検査を実施します。島根原子力発電所1号機では、これまで6回の検査を行っています。

【定期事業者検査の実施状況】

1回目	平成29年12月25日	鳥取県から中国電力（株）に第1回施設定期検査実施に係る申入れ
	平成30年1月18日	施設定期検査開始
	5月25日	〃 終了
2回目	平成31年2月7日	鳥取県から中国電力（株）に第2回施設定期検査実施に係る申入れ
	2月22日	施設定期検査開始
	令和元年7月17日	〃 終了
3回目	令和2年7月30日	第3回定期事業者検査実施に係る申入れ
	8月14日	定期事業者検査開始
	令和3年1月19日	〃 終了
4回目	令和4年2月10日	第4回定期事業者検査実施に係る申入れ
	2月18日	定期事業者検査開始
	7月25日	〃 終了
5回目	令和5年8月18日	第5回定期事業者検査実施に係る申入れ
	8月24日	定期事業者検査開始
	令和7年4月24日	〃 終了
6回目	5月7日	第6回定期事業者検査実施に係る申入れ
	5月16日	定期事業者検査開始
	10月15日	〃 終了

※2020年4月1日「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正施行により、それまでの施設定期検査から定期事業者検査へ変更。

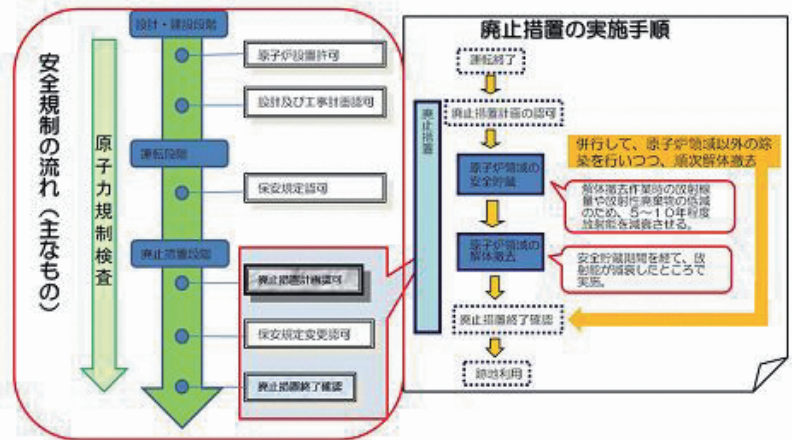
ウ 廃止措置の規制の考え方（運転中とは異なる観点での規制）

- ・原子炉等規制法に基づき、廃止措置に着手される前にその計画を国が認可。廃止措置終了までの間、次のとおり厳格な安全規制を適切に実施する。

- 原子炉の運転中に安全確保のために要求される主な機能は、「止める」「冷やす」「閉じ込める」であるのに対し、廃止措置段階においては、「閉じ込める」に着目し、
 - 解体中における保安のために必要な原子炉施設の適切な維持管理の方法
 - 一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの低減策
 - 放射性廃棄物の処理等の方法が適切なものであるか

等が求められ、廃止措置計画の認可の際に確認する。

- 廃止措置終了時には、事業者はその結果が規則で定める基準に適合しているか原子力規制委員会の確認を受け、終了確認を受けたら当該原子炉の許可はその効力を失い、原子炉等規制法適用外となる。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(2) 廃止措置計画の全体工程

原子力発電所の廃止措置については、あらかじめ廃止措置計画を策定し、国の認可を受けて実施します。1号機の廃止措置計画は、解体工事準備期間(第1段階)、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)、原子炉本体等解体撤去期間(第3段階)、建物等解体撤去期間(第4段階)の4段階に区分し、約30年かけて廃止措置が完了する予定です。

令和5年8月8日、中国電力(株)から第2段階の作業計画の策定に伴う工程の見直しについて県へ報告があり、中国電力(株)は関係自治体からの回答を受け、12月11日、廃止措置計画変更認可申請書を原子力規制委員会へ提出しました(令和6年5月17日認可)。以下の工程見直しにより、廃止措置の終了時期を「2045年度」から「2049年度」に変更しています。

- 第2段階の期間変更
 - 使用済燃料の搬出及び譲渡しの計画等の見直しのため、第2段階を6年間(2024~2029年度)から12年間(2024~2035年度)に変更。
- 「汚染状況の調査」の期間変更
 - 第2段階も引き続き実施。第3段階に解体撤去を行う原子炉本体について、解体撤去工法の策定や廃棄物発生量の評価精度向上のため、原子炉本体を対象にサンプリング分析等を実施。
- 第4段階の期間変更
 - 順次施工予定としていた複数の解体工事の同時施工や今後得られる先行廃止プラントの実績等を踏まえて、第4段階を8年間(2038~2045年度)から6年間(2044~2049年度)に変更。

	2017~2023年度 解体工事準備期間 (第1段階)	2024~2035年 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (第2段階)	2036~2043年 原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	2044~2049年 建物等解体撤去期間 (第4段階)
廃止措置実施区分				
主な作業		安全貯蔵 放射線管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去	原子炉本体の解体撤去	建物等の解体撤去
		燃料搬出・譲り渡し		
		汚染状況の調査 汚染の除去		
		放射線管理区域外の設備の解体撤去 放射性廃棄物の処理処分		

(変更後の工程 提供：中国電力(株))

(3) 第1段階の実施状況

平成29年11月16日に新燃料の除染作業に着手し、平成30年9月17日に新燃料92体を加工メーカーへ譲り渡して、平成30年12月3日に管理区域外の設備機器(窒素ガス制御系)の解体撤去に着手するなど、着実に進められています。また、廃止措置に係る設備の健全性確認を目的とした定期事業者検査が廃止措置

開始以降5回実施されており、実施に当たり鳥取県は、米子市、境港市と連名で、安全かつ遺漏なく適切に実施するよう申し入れを行いました。

【廃止措置の第1段階の作業実施状況】

項目	主な作業	期間
燃料搬出及び譲渡し	・新燃料の除染、加工事業者への搬出	H30. 9. 7に新燃料の搬出完了
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	H29. 8. 9～R5. 3. 31
	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	H29. 7. 28～R5. 3. 31
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討	H29. 8. 28～実施中
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討	H29. 8. 9～実施中
	・管理区域外設備解体撤去工事	H30. 12. 3～実施中
第1段階の廃止措置状況		
平成29年7月28日	中国電力(株)が廃止措置作業に着手	
11月16日	中国電力(株)が新燃料の除染作業に着手	
平成30年9月7日	島根原子力発電所1号機の新燃料を加工メーカーへ譲り渡し	
12月3日	管理区域外設備の解体作業開始	

【廃止措置計画の変更認可申請】

中国電力(株)は、令和3年9月15日の2号機の設置変更許可に伴う1号機に関する変更部分について、廃止措置計画に反映させる申請を令和3年10月1日に行い、令和4年3月11日に認可されました。

(申請内容)

- ・1号機のタンクや廃棄物処理施設を2号機と共用をしないようにするために、廃止措置計画における各施設の注釈「1号及び2号機共用」を削除する。
- ・溢水源となるタンクを削除するために、1号機の一部のタンクの使用をやめて、廃止措置計画の「維持施設」から削除する。
- ・プラスチックからセメントへ固化材を変更することにより、廃止措置計画に記載されている固体廃棄物の処理フロー図等を変更する。
- ・津波対策として取水槽への流路縮小工設置に伴って、液体廃棄物の海洋放出を循環水ポンプから原子炉補機海水ポンプに変更するため、放出管理目標値を変更(減少)する。

【島根原子力発電所1号機の原子力災害対策重点区域(UPZ)の見直し】

平成30年2月15日、原子力規制委員会から、廃止措置計画の認可を受けた1号機が、使用済燃料が十分な期間にわたり冷却された施設として告示されるとともに、原子力災害対策指針によりUPZが概ね5kmになりました。

なお、2号機に設定された原子力災害対策重点区域(PAZ=5km、UPZ=30km)に変更はなく、1号機の重点区域を包含していることから、鳥取県の防災対策に変更はありません。

(4) 第2段階の実施内容

令和6年5月29日に放射線管理区域内の設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階で着手した汚染状況の調査、汚染の除去、管理区域外の設備の解体撤去も引き続き実施します。また、使用済燃料は、第3段階に入るまでに全量搬出します。

ア 放射線管理区域内の設備の解体撤去

管理区域内の原子炉本体周辺設備(タービン本体、復水器等)の解体撤去に着手します。

イ 使用済燃料の搬出・譲渡し

使用済燃料(722体)は、第3段階に入るまでに、再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡します。

ウ 汚染状況の調査

第3段階以降における適切な解体撤去工法・手順の策定、廃棄物発生量の評価精度の更なる向上を図ることとし、第3段階に解体撤去を行う原子炉本体を対象に汚染状況の調査を実施します。

エ 汚染の除去

第1段階中に除染を実施した施設以外の施設について、作業員の被ばく低減のため、放射線量が高い箇所に対して必要に応じて除染を実施します。

オ 管理区域外の設備の解体撤去

第1段階に引き続き、設備の解体撤去を行います。

カ 放射性廃棄物の処理処分

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、運転中と同様に、種類・性状（気体・液体・固体）等に応じて安全かつ適切に処理及び管理を行います。

【廃止措置の第2段階の作業実施状況】

項目	主な作業	期間
管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去	・ 解体機器選定及び方法の検討	R6.5.24～実施中
	・ 解体保管物の保管エリア設置	R6.5.29～実施中
	・ 管理区域内設備解体撤去工事	R7.3.17～実施中
第2段階の廃止措置状況		
令和6年5月29日	中国電力(株)が廃止措置作業の第2段階に着手	

※令和6年5月24日、廃止措置計画変更認可の内容を反映した保安規定の施行をもって原子炉本体周辺設備等解体撤去期間へ移行

(5) 廃止措置計画（変更）認可申請の手続きに係る経緯

ア 廃止措置計画（全体工程と第1段階の作業計画）

中国電力(株)は、以下の認可申請の手続きを経て、平成28年7月4日に廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出し、平成29年4月19日に同委員会の認可を受けました。

(ア) 主な経緯

年月日	主な経緯	
平成27年 3月18日	中国電力(株)が取締役会において1号機の廃止を決定	
	1号機の廃止決定を鳥取県・米子市・境港市に報告（島根県側も含む）	
	中国電力(株)が経済産業大臣に1号機廃止の電気工作物変更を届出	
3月19日	鳥取県から国（経済産業省・原子力規制庁）及び中国電力(株)に要望・申入れ	
4月30日	1号機運転終了。電気事業法第9条に基づき、中国電力(株)が経済産業大臣に電気工作物変更届出を提出	
5月15日	鳥取県から中国電力(株)に1号機廃止等に係る申入れ	
12月8日	知事が、米子市及び境港市を代表して中国電力(株)へ安全協定改定を申入れ	
12月22日	廃止に関し、法令に沿った手続きを明確化するなど安全協定の一部を改定	
平成28年 4月28日	中国電力(株)から鳥取県に対して、廃止措置計画に係る事前報告を提出	
	5月16日	平成28年度第1回原子力安全顧問会議を開催
	5月21日	中国電力(株)が境港市において廃止措置計画等に係る説明会を実施
5月22日	第1回原子力安全対策合同会議を開催	
6月17日	鳥取県が中国電力(株)に対して、廃止措置計画に係る事前報告に対する回答	
	島根県に対し覚書に基づく回答	
	鳥取県から国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に要望	
7月4日	中国電力(株)が廃止措置計画を国（原子力規制委員会）に申請	
平成29年 2月14日	中国電力(株)が廃止措置計画の補正を国（原子力規制委員会）に申請	
	4月19日	原子力規制委員会が中国電力(株)の廃止措置計画を認可
	5月26日	平成29年度第1回原子力安全顧問会議、第1回原子力安全対策合同会議を開催
6月1日	中国電力(株)が米子市において廃止措置計画認可等に係る説明会を実施	
6月27日	鳥取県が中国電力(株)に対して、廃止措置計画に対する回答	
6月28日	鳥取県から国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に要望	
6月29日		
7月7日	島根県に対して、覚書に基づく回答	

(イ) 原子力規制委員会による審査状況

回数	開催日	議 題
1回目	平成28年7月20日	廃止措置計画認可申請書の概要
2回目		使用済燃料の健全性、使用前検査及び溶接安全管理審査未了案件の取扱い
3回目	7月27日	廃止措置計画認可申請書
4回目	8月3日	廃止措置計画認可申請書
5回目	8月24日	廃止措置計画認可申請書
6回目	8月26日	使用済燃料の健全性
7回目	9月14日	今までに受けたコメント内容及び今後の進め方等
8回目	9月28日	今までに受けたコメントの整理
9回目	10月5日	使用前検査及び溶接安全管理審査の検査未了案件の扱い、今までに受けたコメントへの回答
10回目	10月12日	今までに受けたコメントへの回答
11回目	10月19日	使用済燃料の健全性
12回目	10月21日	今までに受けたコメントへの回答
13回目	10月28日	維持対象設備、今までに受けたコメントへの回答
14回目	11月11日	維持対象設備
15回目	11月25日	ディーゼル発電機の維持台数
16回目	12月9日	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備
17回目	12月16日	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備、使用済燃料の健全性
—	12月21～22日	現地調査
18回目	平成29年1月18日	今までに受けたコメントへの回答
19回目	1月20日	今までに受けたコメントへの回答、維持対象設備
20回目	2月7日	新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置
21回目	3月3日	維持対象施設
22回目	3月31日	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法
23回目	4月5日	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法

(ウ) 住民説明会の開催

開催日	場所	参加者	内 容
平成28年 5月21日	夢みなとタワー (境港市)	40名	島根原子力発電所1号機廃止措置計画認可申請の概要 島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設・所内常設直流電源設備（3系統目）の概要
平成29年 6月1日	米子市文化ホール (米子市)	45名	島根原子力発電所1号機廃止措置計画の概要 島根原子力発電所の概要

(エ) 議会への説明

平成29年5月19日の県議会議員全員協議会で、原子力規制庁、中国電力(株)から廃止措置計画の審査結果等について議会に説明し、同年6月26日の同全員協議会で中国電力(株)への回答案、国への要望案を議会に説明しました。

(オ) 廃止措置に関する知事のコメント等

年月日	場所等	コメント内容
平成26年 3月28日	資料提供	(中国電力(株) 荻田社長の1号機廃炉選択肢の発言に対して) ・電力会社が判断すべきもの。 ・40年廃炉の原則の重みを踏まえ、地域の安全を最重視して考えてもらいたい。 ・鳥取県としても、中国電力(株)の説明を聞く必要がある。
4月2日	記者会見	・廃炉するかどうかは事業者が判断されるべき事柄であるが、基本的な原子力安全対策の考え方として40年廃炉という原則がある。 ・その原則の持っている重みを電力会社でも考慮に入れて検討していただく必要がある。
7月23日	原子力PT	・40年規制という基本原則があり、これは重いものである。地元の安全性を第一に考え判断していただきたい。

平成27年 1月22日	記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・廃炉の処理は長く続くので安全性の担保が必要。当然、周辺地域にも立地地域と同様に電力側からきちんとした協議をしていただくことが最低条件。
3月18日	資料提供	<p>(1号機の廃炉報告に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全第一の観点から、折にふれ40年廃炉の原則は重いと発言してきたが、中国電力(株)が安全側に立って廃炉に至ったものと受け止める。 ・中国電力(株)・国には、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うよう強く求める。 ・今後とも、県として原子力安全顧問の助言等を得ながら、安全協定に基づき中国電力(株)に対して厳正に対応していく。
平成28年 4月28日	資料提供	<p>(1号機の廃止措置計画認可申請及び2号機の原子炉設置変更許可申請に係る事前報告に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置や特定重大事故等対処施設について、中国電力(株)・国には、住民の安全を第一義とするよう強く求め、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴くプロセスを確立していくことが急務。 ・今後、原子力安全顧問の知見を踏まえ、議会や米子市、境港市と協議し、県としても判断を取りまとめていきたい。
平成29年 4月19日	資料提供	<p>(島根1号機の廃止措置計画認可に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、認可された廃止措置計画について、原子力規制委員会と中国電力(株)から詳細な説明を求める。 ・今後、安全を第一義として、県原子力安全顧問の審査を行った上、県議会や米子市、境港市と協議し、県の回答を取りまとめていく。 ・国・中国電力(株)は、立地のみならず、周辺地域の意見も踏まえ廃炉判断を行うべきであり、地元地方公共団体・住民等への説明責任を果たすべき。

イ 廃止措置計画変更（全体工程見直しと第2段階の作業計画）

中国電力(株)は、以下の変更認可申請の手続きを経て、令和5年12月11日に廃止措置計画変更認可申請書を原子力規制委員会に提出し、令和6年5月17日に同委員会の認可を受けました。

(ア) 主な経緯

年月日	主な経緯
令和5年8月8日	中国電力(株)から鳥取県に対して、廃止措置計画変更に係る事前報告を提出
8月18日	令和5年度第2回原子力安全顧問会議を開催
9月1日	令和5年度第3回原子力安全顧問会議、第1回原子力安全対策合同会議を開催
9月8日	中国電力(株)が境港市において廃止措置計画変更等に係る説明会を開催
9月12日	中国電力(株)が米子市において廃止措置計画変更等に係る説明会を開催
10月13日	鳥取県が中国電力(株)に対して、廃止措置計画変更に対する回答
10月17日	鳥取県から国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に要望
12月4日	島根県に対して、覚書に基づく回答
12月11日	中国電力(株)が廃止措置計画変更を国（原子力規制委員会）に申請
令和6年5月17日	原子力規制委員会が中国電力(株)の廃止措置計画変更を認可

(イ) 住民説明会の開催

開催日	場所	参加者	内容
令和5年 9月8日	境港市文化ホール (境港市)	35名	島根原子力発電所1号機廃止措置（第2段階）作業内容 島根原子力発電所2号機の状況
令和5年 9月12日	米子コンベンションセンター (米子市)	47名	島根原子力発電所1号機廃止措置（第2段階）作業内容 島根原子力発電所2号機の状況

(ウ) 議会への説明

令和5年9月19日の地域県土警察常任委員会で、中国電力から廃止措置計画について意見聴取を行い、同年10月11日の同常任委員会で中国電力への回答案、国への要望案を議会に説明しました。